

軍法会議と「軍法会議関係文書」について

中野 佳

はじめに

国立公文書館（以下「館」という。）では、平成二七年度から館へ移管が開始された、旧日本陸海軍の軍法会議に関する文書である「軍法会議関係文書」を保存し、利用に供している。

軍法会議とは、大日本帝国憲法第六〇条¹により認められた刑事に関する特別裁判所であり、陸軍及び海軍に軍法会議が設置され、陸軍及び海軍軍法会議法によりその組織、権限及び訴訟手続きが定められている。陸軍軍法会議法上の「軍法会議」という用語には、司法機関を総合して組織した官署（広義の軍法会議）と、各個の訴訟事件について裁判権の実行を掌管する機関（狭義の軍法会議）という、二つの意義がある²。

軍に特別裁判所が設けられた理由は、一言でいえば「厳肅なる軍紀を維持し軍の戦力発揮」に資するためである³。軍法会議が対象としたのは、軍人・軍属の犯罪であり、軍人・軍属が犯した罪は軍人により裁かれた。例外的に、哨兵に対する暴行脅迫罪などについては、一般人も適用されるため対象となり得る。軍法会議で適用される法令は、特別刑法である軍刑法だけではなく、普通刑法等の刑罰も適用される。

軍法会議は、昭和二年（一九四七）五月の日本国憲法施行により特別裁判所の設置が認められないこととなるまで続いた。

この軍法会議に関する文書で構成された「軍法会議関係文書」は、令和

二年（二〇二〇）八月末現在において、館では一二四二冊保存している。本稿では、同関係文書に関する情報を整理し、利用者の利用のための参考としたい。

そこで、まず文書を作成した軍法会議の沿革を確認し、作成されていた文書の全体像を把握するために文書管理規程の変遷をたどり、その上で現在館が保存する資料群の特徴を整理することとする。

本稿で「軍法会議関係文書」の全体像を示すことで、利用者の利用の一助になればと思う。

一 「軍法会議関係文書」の概要

平成二六年（二〇一四）八月二五日に内閣総理大臣と法務大臣の間で「歴史公文書等の適切な保存のために必要な措置について」の申合せが行われた。これにより法務大臣がその適切な保存のために必要な措置を講ずるものとされている。「歴史公文書等」は、法務省が保有する刑事事件に係る判決書等の訴訟に関する書類のうち、歴史資料として重要な公文書その他の文書であるものについて、刑事確定訴訟記録法（昭和六二年法律第六四号）に規定する保管期間又は記録事務規程（平成二五年法務省刑総訓第六号大臣訓令）に規定する保存期間を満了したものが館に移管されることとなっ

た。各地方検察庁において保有するいわゆる軍法会議に係る訴訟に関する書類が、表1の移管計画に基づき、平成二十七年から館へ移管されている⁴。これが「軍法会議関係文書」である。平成二十七年の館への移管分は、平成二十八年度に目録公開した。以後、毎年度移管されている文書である。

表1 「軍法会議関係文書」の移管年度及び移管対象文書

年度（平成）	移管対象文書
27年度	東京地方検察庁において保有するいわゆる軍法会議に係る訴訟に関する書類
28年度	東京地方検察庁において保有するいわゆる軍法会議に係る訴訟に関する書類（平成27年度移管対象分を除く。）
29年度	横浜地方検察庁、大阪地方検察庁、京都地方検察庁、名古屋地方検察庁、広島地方検察庁、仙台地方検察庁、青森地方検察庁、札幌地方検察庁及び高松地方検察庁においてそれぞれ保有するいわゆる軍法会議に係る訴訟に関する書類
30年度	福岡地方検察庁及び長崎地方検察庁においてそれぞれ保有するいわゆる軍法会議に係る訴訟に関する書類
31年度以降 随時	平成27年度から同30年度における移管の際、刑事確定訴訟記録法（昭和62年法律第64号）第2条第2項に規定する保管期間又は記録事務規程（平成25年法務省刑総訓第6号大臣訓令）第25条に規定する保存期間が満了しておらず、移管することができなかった軍法会議に係る訴訟に関する書類であって、その後上記保管期間又は保存期間が満了したもの

同関係文書は、旧日本陸海軍の軍法会議に関する文書で構成されており、そのほとんどが判決内容を記載した「判決原本」である。陸軍の各部隊及び海軍の各鎮守府、艦隊等で作成され、戦後は各地方裁判所検事局（現在の各地方検察庁）が業務及び文書を引き継いだ。文書は、明治一五年（一八八二）から昭和二五年頃までのものがあり、令和二年八月末現在、館では一二四二冊保存している。

なお、表1にある刑事確定訴訟記録法第二条第二項において、「死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に処する確定裁判の裁判書」は検察庁における保管期間が一〇〇年と規定されているため、この保管期間が満了していない文書は、館へ移管されていない。

同関係文書の目録は、館デジタルアーカイブ（以下「DA」という。）において公開しているが、すでに利用にあたって文書の内容の審査を終えているものは、利用制限区分等の欄が「公開」または「部分公開」と表示されている。「部分公開」とは、文書の一部に利用制限情報が含まれていることを指す。また、「要審査」と表示されている文書は、当館利用等規則上一般の利用に供することを制限する情報を含む可能性のあるもので、利用にあたって審査を要する。同関係文書は、公文書等の管理に関する法律（平成二二年法律第六六号、以下「公文書管理法」という。）第一六条第一項⁵に掲げられる個人に関する情報などの利用制限情報が多数含まれているため、特定の事件を探す際には、「要審査」及び「部分公開」の文書の利用制限箇所に氏名が含まれている場合、氏名で特定することはできない。

二 軍法会議の沿革

第二章では、文書を作成・保管した組織について理解するために、陸軍軍法会議、海軍軍法会議の沿革を確認する。

二・一 陸軍軍法会議の沿革

陸軍軍法会議は、軍隊である各部隊―つまり軍や師団に設置され、将官以外の始審裁判を扱った。将官の始審裁判や、上告審を取り扱った高等軍法会議は一つしもなく、事務は陸軍省法務局が担っていた。なお、全ての陸軍軍法会議を監督した司法統括機関は陸軍省法務局である。

陸軍軍法会議の沿革については、以下、陸軍軍法会議の残務を引き継いだ復員局法務調査部が、昭和二三年九月に軍法会議の残務について一応の整理がついた段階で、後継事務に資するために作成した「陸軍軍法会議廃止に関する顛末書」をもとに概略をまとめた⁶。適宜、図1-1、2「陸軍軍法会議変遷図表（内地・外地）及び文書管理規程の変遷」を参照されたい。図1は、「陸軍軍法会議廃止に関する顛末書」に附属の「陸軍軍法会議変遷図表」に、筆者が文書管理規程の変遷などを追加し、整理したものである⁷。なお復員局は、昭和二〇年一二月に陸軍省が第一復員省へ改組されたのち、復員庁第一復員局となり、さらに昭和二三年一月一日に厚生省の外局として復員局が設置されている。

軍法会議の起源は、明治二年に兵部省の一部局として札門司が設けられ、軍内の犯罪処理にあたることとなったことが始まりである。札門司は軍における最初の司法統括機関であった。次いで明治五年に兵部省は陸海軍両省に分立、札門司は陸軍省の所管となり、札門司に仮会議が設置されこ

で審判がなされた。このとき初めて公文書に「軍法会議」という名称が登場した。続いて札門司廃止後は陸軍省に陸軍裁判所が置かれ、東京鎮台は陸軍裁判所で審判が行われた。その他の鎮台（大阪、鎮西、東北）の本分営には軍法会議所が設置された⁸。

明治一六年八月、太政官布告第二四号により訴訟手続き法として陸軍治罪法が制定された。これにより、軍人・軍属の犯罪は戦時、平時を問わず、適用される法令も軍刑法に限定されない、全て軍法会議において裁判する制度が確立した⁹。軍法会議は各軍管に一個もしくは数個設けられることになり（第七条）、各鎮台軍法会議所に鎮台軍法会議を開設することとなった。

この陸軍治罪法は、明治二二年に全面改正が行われている（明治二一年一〇月一九日公布、明治二二年一月一日施行、法律第二号）。従来、裁判官が犯人を取り調べて審判をする、いわゆる「糾問制」がとられていたが、改正により、軍法会議から独立した検察官が置かれ、検察官の起訴によって軍法会議で審判を行うこととなった。ただし、一審終審制、非公開、非弁護といった刑事手続などの糾問特色は残った¹⁰。そして、各師管に軍法会議は一個もしくは数個が置かれ（第九条一項）、将官である軍人の犯罪にかかる審判と、再審の審判を行うための高等軍法会議が東京に開設された（第九条二項、第二〇条）。また、同年に師団司令部条例が制定され、鎮台軍法会議は師管軍法会議と名称を変更した¹¹。

明治時代は、明治二七年に日清戦争、明治三七年に日露戦争が起こっている。戦中の軍法会議の設置については、陸軍治罪法第九条三項に軍団、師団、混成旅団に軍法会議を設けるよう規定があるため、両戦中においても、それぞれ野戦に編制された各軍、師団軍法会議が開設され、任務を終えたあとは各後継軍法会議へ事務が引き継がれた。大正時代においても、

第一次世界大戦及びシベリア出兵により臨時の軍法会議が複数開設されている（青島守備軍臨時軍法会議、北部沿海州派遣隊臨時軍法会議など）。また、明治から大正にかけて常備師団が逐次増設され、それぞれに師管軍法会議が開設された。

大正一〇年（一九二一）四月、陸軍軍法会議法（法律第八五号）が公布、翌年施行された。陸軍治罪法の大改正であった。主な改正点は、弁論公開の原則の採用、弁護人制度の導入、上告・非常上告制度の導入等である。同法の定めた訴訟手続きは、翌年制定公布された一般の刑事訴訟法と整合性が図られており、近代的裁判制度へと移行するためのものであった¹²。ただし、これは常設軍法会議だけであり、一方の特設軍法会議は、弁護人を認めず（第九三条）、裁判は非公開（第四一七条）、上告は認められなかった（第四一八条）。戦時・事变下の特設軍法会議は「極度迄軍ノ利益ヲ慮ルノ要」があり¹³、これにより迅速性が求められたため、簡易な訴訟手続きとなったのである。

この陸軍軍法会議法の制定により、常設軍法会議は、高等軍法会議、軍法会議、師団軍法会議とし、特設軍法会議は、合囲地軍法会議、臨時軍法会議とされた。常設軍法会議は平時及び戦時において設置され、特設軍法会議は、戦時や事变に際して必要により特設された（第九条）。高等軍法会議が扱ったのは、陸軍の将官、勅任文官などに対する被告事件、及び上告、非常上告の事件である（第一条）。将官以外の将校や下士官、兵などの始審の裁判は、高等軍法会議以外の軍法会議で扱った。各軍法会議が管轄する事件は、それぞれの軍法会議長官（陸軍大臣、軍司令官、師団長その他軍法会議が設置された部隊または地域の司令官を指す）の指揮・監督権を受ける者が起こした事件や、管轄下の部隊・地域にある事件である。

そのため、軍法会議は事件の多少や、軍事上の必要性などを参酌して、一

定の部隊または地域に設置された。裁判権と司令権は、その範囲を一致させるべきものとされ、したがって、独立して行動する最上位の軍の部隊に軍法会議を設置することが本則とされた¹⁴。なお、従来の師管軍法会議は、師団軍法会議と名称を変更している。

明治から大正と、これまで拡張の一途であった軍備は、大正一四年に軍備縮小へと転換した。いわゆる「宇垣軍縮」である。同年、第十三師団など四個師団が廃止され、これと同時に当該師団軍法会議も廃止となり、後継軍法会議が指定され事務が引き継がれた。

昭和一一年、いわゆる二・二六事件が起こるが、これに対する陸軍軍法会議は、同事件のみを対象とする東京陸軍軍法会議が緊急勅令（同年勅令第二一号東京陸軍軍法会議二関スル件）により設置された。陸軍軍法会議法にいう特設軍法会議には当たらないが、同勅令六条により特設軍法会議とみなされた¹⁵。

昭和一二年頃より、大正期の軍備縮小から一転して、特設の臨時軍法会議が相次いで開設され、軍法会議も戦時体制へ対応するためにたびたび改編された。この時期の主な事柄に、まず昭和一五年に内地の師団軍法会議は、その所在地名を冠して呼称することになり、例えば第二師団軍法会議は仙台師団軍法会議となった。

昭和一六年には、「軍司法実践の経験に鑑み従来の法制を以ては到底軍法会議の運営に完璧を期し得ない様に至」¹⁶、改革をすることとなった。同年四月、常設の軍軍法会議（東部・中部・西部・北部の各軍）が新設され、特設の軍法会議は合囲地及び臨時軍法会議となった。以降、昭和二〇年まで毎年、拡大する戦線に対応するために臨時軍法会議が増設されている。

昭和一九年七月、高等軍法会議を除いた常設軍法会議は全て閉鎖され、

特設軍法会議に改編された¹⁷。これにより師団軍法会議の所在地には、師団法廷・師団分廷を設置している。

昭和二〇年一月、従来の東部・中部・西部・北部・朝鮮・台湾の各軍臨時軍法会議は、それぞれ軍管区臨時軍法会議と名称を変更し、同年四月からは内地、朝鮮、台湾所在の軍管区臨時軍法会議分廷である師団法廷は、師管区法廷と名称変更をした。

そして昭和二〇年の終戦により、軍は解体となった。これに伴い、内外地に所在した陸軍軍法会議は逐次廃止されることとなった。

まず、同年一月末をもって、内地に所在した軍法会議は全て廃止となる。一方で、復員業務遂行上の必要があったため、同年一月一日に新たに第一復員高等裁判所及び第一復員地方裁判所が開設され、廃止となった内地の軍法会議は所在地の復員地方裁判所へ切り替えられた。この復員地方裁判所も昭和二十一年五月八日の勅令により廃止、同勅令の附則により後継裁判所に各地方裁判所検事局が指定され、その業務を引継いだ¹⁸。ただし、復員が完了していない外地の軍法会議は、内地に帰還し復員が完了するまでは存続することとなった。その後、昭和二十二年五月三日の日本国憲法施行により、特別裁判所の設置が認められないこととなり、同月一七日公布、政令第五二二号「陸軍刑法を廃止する等の件」により、外地に現存した軍法会議は一切廃止され、陸軍軍法会議はその役目を終えた。なお、昭和二十二年五月三日以降、外地において犯した未復員者の犯罪処理については、一般犯罪処理の方法により行うこととなった。

以上が、陸軍軍法会議の沿革の概略である。軍法会議と言っても、これだけ多数設置されており、同一部隊の軍法会議は時期によって名称が異なっていることから、軍法会議の沿革情報は、文書を探す際の手がかりの一つであることがわかる。

なお、昭和二十一年五月一日に後継裁判所に指定された各地方裁判所検事局は、現在は各地方検察庁となっており、館へ移管される前に「軍法会議関係文書」を保有していたのは同庁である。

二・二 海軍軍法会議の沿革

次に、海軍軍法会議の沿革である。適宜、表2「海軍軍法会議の変遷及び文書管理規程の変遷」を参照されたい。

軍法会議の起源は前節の陸軍軍法会議で見てきたとおりである。海軍軍法会議の始まりは、明治五年二月二七日に兵部省は陸海軍両省に分立、海軍省の下に糾問掛が置かれたことによる。同年一〇月一三日に海軍裁判所となり、明治八年には横須賀にその出張所が置かれた¹⁹。

明治一七年に海軍裁判所は廃止され、海軍治罪法（太政官布告第八号）の制定により、海軍軍法会議は、東京軍法会議、鎮守府軍法会議、艦隊軍法会議、合囲地軍法会議の四種類とし、常設は東京軍法会議と鎮守府軍法会議、艦隊軍法会議と合囲地軍法会議は臨時と規定した。これを受け、東海鎮守府に鎮守府軍法会議が設置された。同年、東海鎮守府は横須賀へ移転し横須賀鎮守府となる。明治二十二年には、呉鎮守府及び佐世保鎮守府の開庁に伴い軍法会議が設置され、明治三四年には舞鶴鎮守府開庁に伴い軍法会議が設置された。

この海軍治罪法が明治二十二年に改正され（法律第五号）、海軍軍法会議の構成は、東京軍法会議、鎮守府軍法会議、艦隊軍法会議、高等軍法会議、合囲地軍法会議となり、東京軍法会議、鎮守府軍法会議は常設、それ以外は臨時と規定された。

明治二十七年からの日清戦争では、旅順口海軍根拠地臨時海軍軍法会議を

表2 海軍軍法会議の変遷及び文書管理規程の変遷

年	M5-17	M17-M22	M22	T11	S18-S20
関連事項		海軍治罪法制定	海軍治罪法改正	海軍軍法会議法施行	特設軍法会議の増設
	海軍裁判所	東京軍法会議	高等軍法会議	高等軍法会議	高等軍法会議
		東海鎮守府軍法会議 →横須賀鎮守府軍法会議	東京軍法会議	東京軍法会議	東京軍法会議
			横須賀鎮守府軍法会議	横須賀鎮守府軍法会議	横須賀鎮守府軍法会議
			呉鎮守府軍法会議	呉鎮守府軍法会議	呉鎮守府軍法会議
			佐世保鎮守府軍法会議	佐世保鎮守府軍法会議	佐世保鎮守府軍法会議
			舞鶴鎮守府軍法会議	舞鶴鎮守府軍法会議	舞鶴鎮守府軍法会議
				馬公要港部軍法会議	馬公警備府軍法会議 →高雄警備府軍法会議
				鎮海要港部軍法会議	大湊警備府軍法会議
				旅順要港部軍法会議	鎮海警備府軍法会議
				第一艦隊軍法会議	大阪警備府軍法會議
				第三艦隊軍法会議 →第二艦隊軍法会議	連合艦隊軍法會議
					第一艦隊軍法會議
					第二艦隊軍法會議
					第三艦隊軍法會議
					第四艦隊軍法會議
					第五艦隊軍法會議
					第六艦隊軍法會議
					第七艦隊軍法會議
					第八艦隊軍法會議
					第九艦隊軍法會議
					第一南遣艦隊軍法會議
					第二南遣艦隊軍法會議
					第三南遣艦隊軍法會議
					第四南遣艦隊軍法會議
					第十方面艦隊軍法會議
					支那方面艦隊軍法會議
					第二遣支艦隊軍法會議
					第三遣支艦隊軍法會議
					中部太平洋方面艦隊軍法會議
					北東方面艦隊軍法會議
					南西方面艦隊軍法會議
					南東方面艦隊軍法會議
					第十一航空艦隊軍法會議
					第十二航空艦隊軍法會議
					第十三航空艦隊軍法會議
					第十四航空艦隊軍法會議
					第一海上護衛隊艦隊軍法會議
					海南警備府臨時軍法會議
					第十一根拠地隊臨時軍法會議
					第二十二特別根拠地隊臨時軍法會議
					第二十三特別根拠地隊臨時軍法會議
					第二十五特別根拠地隊臨時軍法會議
					第二十九警備隊臨時軍法會議
文書管理規程等		海軍治罪法 (明治17年3月21日布告第8号)	海軍治罪法改正 (明治22年2月12日法律第5号) 軍法会議書類保存規程 (明治33年6月18日連第115号) ・永久保存：判決書などの裁判の原本、執行に関する書類簿冊、訴訟事件の顛末を記載した簿冊など ・有期保存（6か月から25年）：檢察書類、審問書類、判決書類	海軍軍法会議法 (大正10年4月25日法律第91号) 軍法会議書類保存規程 (大正11年4月1日連第57号) ・永久保存：裁判書、執行に関する書類簿冊、訴訟事件の顛末を記載した簿冊など ・有期保存（10年、30年）：訴訟書類など	

設置、明治三十七年からの日露戦争では、佐世保及び竹敷に海軍合囲地軍法会議、飯根掘地防備隊臨時海軍軍法会議、旅順口鎮守府臨時海軍軍法会議、馬公海軍合囲地軍法会議がそれぞれ設置された²⁰。

大正一一年に海軍軍法会議法（法律第九一号）が施行され、常設の軍法会議は、高等軍法会議、東京軍法会議、鎮守府軍法会議、要港部軍法会議とし、特設の軍法会議は、艦隊軍法会議、合囲地軍法会議、臨時軍法会議とされた（第八条、第九条）。高等軍法会議は、海軍の将官、勅任文官などに対する被告事件及び、上告、非常上告の事件を扱った（第一条）。東京軍法会議は、鎮守府、要港部、艦隊、臨時の各軍法会議の管轄に属する以外の事件を扱った（第二二条）。艦隊軍法会議は必要により特設し、合囲地軍法会議は戒厳の宣告があつたときの合囲地境に特設、臨時軍法会議は戦時事変に際して必要により海軍の部隊に特設されることと規定された。この海軍軍法会議法を受け、第一艦隊及び第三艦隊（その後第二艦隊と改称）に軍法会議が置かれ、馬公、鎮海、旅順の各要港部に軍法会議が置かれた²¹。

昭和に入り、昭和一六年一月に馬公、大湊、鎮海、旅順の各要港部は警備府に改編された。ただし、旅順警備府には定員が置かれず、翌年実質的に廃止された。

日米開戦後は、海軍軍法会議においても戦況に対応するため、特設軍法会議が増設された。昭和一八年春には、特設軍法会議は戦線拡大に伴い全一九庁（うち艦隊軍法会議は一八庁、臨時軍法会議が一庁）であつた²²。

なお、表2に掲げた昭和一八年から昭和二〇年の終戦までに設置されていた海軍軍法会議については、筆者が「官報」、「海軍広報」などから確認してまとめたものである²³。常設軍法会議が一〇庁、特設軍法会議の艦隊軍法会議が二七庁、臨時軍法会議が六庁あつたことがわかる。

終戦後、まず昭和二〇年一月末をもって常設軍法会議（高雄警備府軍

法会議は除く）は全て廃止され、同年二月三日の二復告示第一号により、廃止された海軍軍法会議の後継裁判所が指定された²⁴。高等軍法会議は第二復員高等裁判所、東京軍法会議は東京復員裁判所、各鎮守府軍法会議は各第二復員地方裁判所へと業務が引き継がれた。この復員地方裁判所も、昭和二二年五月一日に公布された勅令により廃止され、同勅令の附則に

表3 海軍軍法会議の業務及び書類の引継ぎ機関

海軍軍法会議	後継機関① (S20.12~)	後継機関② (S21.5~)
高等軍法会議	第二復員高等裁判所	大審院、東京刑事地方裁判所検事局
東京軍法会議	東京復員裁判所	東京刑事地方裁判所検事局
横須賀鎮守府軍法会議	横須賀第二復員地方裁判所	横浜地方裁判所検事局
呉鎮守府軍法会議	呉第二復員地方裁判所	広島地方裁判所検事局
佐世保鎮守府軍法会議	佐世保第二復員地方裁判所	長崎地方裁判所検事局
舞鶴鎮守府軍法会議	舞鶴第二復員地方裁判所	京都地方裁判所検事局
大湊警備府軍法会議	大湊第二復員地方裁判所	青森地方裁判所検事局
大阪警備府軍法会議	大阪第二復員地方裁判所	大阪地方裁判所検事局

より、後継裁判所は当該復員裁判所の所在地を管轄する各地方裁判所検事局が指定された。

以上の海軍軍法会議の業務及び書類を引き継いだ後継機関をまとめると表3のとおりである。なお、表3に記載がない艦隊軍法会議の業務及び書類がどこへ引き継がれたのかは不明であるが、書類については、「軍法会議関係文書」のうち東京地方検察庁が保有していた分に含まれていることが確認できたため、東京刑事地方裁判所検事局へ引き継がれていた可能性が高い。臨時軍法会議の書類の保管は、大正一一年制定の「軍法會議書類保存規程」²⁵により東京軍法会議が指定されているため、東京軍法会議か

ら東京復員裁判所へ引き継がれたと考えられる。

その後、昭和二年五月三日の日本国憲法施行により、特別裁判所の設置が認められないこととなり、海軍軍法会議は役目を終えた。

三 軍法会議の文書管理規程について

第三章では、作成された文書の全体像を把握するために、軍法会議の文書取扱に関する規程について確認する。まず陸軍軍法会議の文書取扱に関する規程を概観し、第四章で現在館が保存する「軍法会議関係文書」を分析していく必要上、陸軍省保管のものについてもみていく。その次に、海軍軍法会議の文書取扱に関する規程をみていく。

三・一 陸軍軍法会議の文書管理規程

陸軍軍法会議に関する文書の作成については、軍法会議の訴訟手続きを定めた陸軍治罪法、陸軍軍法会議法により規定されている。陸軍軍法会議の沿革と文書管理規程の変遷は、図1-1、2を参照されたい。

まず、明治一六年制定の陸軍治罪法上で規定された作成文書は、陸軍檢察（第四章）、審問（第五章）、判決（第六章）の各手続きの段階によって規定された。陸軍檢察では、現行犯逮捕した犯罪人の訊問調書（第三四条）、審問では臨検家宅搜索物件押収の処分調書（第四六条）、被告人・証人の訊問調書（第四九条）、鑑定書（第五〇条）、判決では判決書（第六五条）を作成することとなっている。この第六五条で規定した判決書がすなわち「判決原本」となる。同条では、判士は事実と法律により判決書を作成し、判

士長、判士、録事は署名捺印をする。有罪の判決書には、犯罪の証拠、該当する法令、被告人の官位勲等、隊号、職名、氏名、族籍、年齢、住所、判決年月日を記載することとしている。なお、明治二二年に改正された陸軍治罪法においても、作成する文書は同じである。

続いて大正一一年の陸軍軍法会議法で規定された作成文書である。陸軍治罪法では作成文書は各章の手續ごとに分かれて記載されていたが、陸軍軍法会議法では「第四節 書類」（第一〇六条〜第一二七条）という項目が設けられ、被告人、証人、鑑定人、通事または翻訳人の取り調べの調書（第一〇八条）、検証、押収又は搜索の調書（第一〇九条）、公判調書（第一一二条）、裁判書（第一一七条）と、まとめて列挙された。これら一連の書類は、陸軍軍法会議法では「訴訟ニ関スル書類」と呼称している。このうち「裁判書」とは、裁判の内容を記載した処分証書のことであり、裁判の種類により「判決書」と、「決定書」及び「命令書」の二つに分けることができる。「判決書」とは、成立した裁判を外部的に表示するものであるとされた²⁶。「裁判書」については同法第一一七条から第一二〇条で規定しており、記載する内容は、「裁判書ニハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外裁判ヲ受クル者ノ氏名、年齢、職業及住居ヲ記載スヘシ 判決書ニハ前項ニ記載シタル事項ノ外公判ニ干與シタル檢察官ノ官氏名ヲ記載スヘシ」とされた（第一二〇条）。

なお、特設軍法会議については同法第一二七条において、「特設軍法會議ニ於テ審判スヘキ事件ノ書類ニ付テハ本節ノ規定ニ依ラサルコトヲ得」とある。すでに見てきたように、特設軍法会議は迅速性が求められたため、簡易な訴訟手続きを可能とするように、作成する文書についても常設軍法会議とは別の取り扱いとなっていた。

次に、陸軍軍法会議で作成した文書の保存についてであるが、保存に関

する規程は管見の限り、昭和一七年制定「陸軍軍法會議訴訟書類保存規程」と、これが一部改正された昭和一九年の規程のみである。

昭和一七年制定の「陸軍軍法會議訴訟書類保存規程」の第一条では、陸軍軍法會議の訴訟書類について言渡した刑の種類により、以下の保存期間が定められた²⁷。また、第五条では、永久保存は判決原本などとされた。

- 第一條 軍法會議ノ訴訟書類ハ事件ニ付言渡シタル刑ノ種類ニ從ヒ左ノ區分ニ依リ之ヲ保存スベシ但シ刑ノ時効完成シタル場合ニ於テハ其ノ完成後一年間之ヲ保存スベシ
- 一 死刑 三十年
 - 二 無期ノ懲役又ハ禁錮 二十年
 - 三 十年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮 十五年
 - 四 三年以上十年未満ノ懲役又ハ禁錮 十年
 - 五 三年未満ノ懲役又ハ禁錮 五年
 - 六 罰金 三年
 - 七 拘留又ハ科料 一年

〔中略〕
第五條 左ニ掲グル裁判ノ原本ハ永久ニ之ヲ保存スベシ

- 一 判決
- 二 刑法第五十二條又ハ第五十八條ノ規定ニ依リ刑ヲ定ムル決定²⁸
- 三 刑ノ執行猶豫ノ言渡取消ノ決定

本規程では、「判決原本」を含まない「訴訟書類」と、「判決原本」の保存期間は分けて規定されていることがわかる。「訴訟書類」とは、前述した訴訟に関する書類である。ただし、保存期間満了後であっても、特に保存

の必要があると認められる事由がある場合や、重要な事件であり後日の参考となる事件の書類については引き続き保存をし、特別に保管を要すると認められる場合は陸軍省で保管することとされた（第九条、第一〇条）。

同規程により、「判決原本」以外は保存期間が定められたとはいえず、終戦まであと三年余りであれば、この時点で作成された多くの文書が保存期間満了前に、終戦を迎えていることになる。また、軍法會議の業務は終戦後も継続しており、業務を引き継いだ後継裁判所へは同規程制定前に作成された文書を含め、多くの文書が引き継がれている。軍法會議の判決は人事や恩給にも関係する内容でもあったため、軍法會議に関する文書は残されるべくして残されたと考えられる。

これらの陸軍軍法會議に関する文書が、その後どのように引き継がれていったのかを、ここで確認したい。前述してきたとおり、陸軍軍法會議が廃止となったあとは、第一高等復員裁判所及び第一復員地方裁判所へ切り替えられ、第一復員裁判所廃止後は、各地方裁判所検事局が後継裁判所として指定された。この第一復員裁判所から各地方裁判所検事局へ事務を引き継ぐ際、第一復員省から詳細に指示が出されている²⁹。これによると、「後継裁判所への事務引継に関しては左記要領に依り準備せられ萬遺憾なきを期せられ度」とし、書類の引き継ぎについては、「事件記録及判決原本は起訴、不起訴に犯人の氏名、刑期身分、所属等を記載したる目録を作成引継を為すこと」とされ、これ以外でも司法行政事務、処理未済事件、刑の執行、勲章褫奪手續未済、恩赦事務の各項目で、引き継ぎに必要な目録を作成して全て引き継ぎをするよう明記されている。

第一復員裁判所から事務を引き継いだ各地方裁判所検事局は、昭和二二年五月三日の検察庁法施行に伴い、東京刑事地方裁判所検事局は東京地方検察庁、その他の各地方裁判所検事局は各地方検察庁に名称を改めて発足

した。以来、軍法会議に関する文書は、館へ移管されるまで各地方檢察庁が保有してきた。

なお、昭和一一年に起きた二・二六事件の軍法会議に関する文書については、他の文書と引き継ぎの経緯が少し異なる。関連文書は陸軍高等軍法会議で保管後、第一復員高等裁判所へ引き継がれ、昭和二〇年一月一日、極東国際軍事裁判に必要との理由からGHQへ引き渡された。その後、GHQから昭和二二年に当時の司法省刑事局へ返却され、同年九月、復員庁第一復員局に送付、さらに同月中に東京地方檢察庁に納められたところである³⁰。

三・二 陸軍省保管「裁判宣告報告」の概要及び陸軍省の文書管理規程

第四章で現在館が保存する「軍法会議関係文書」を分析する上で必要であるため、ここでは陸軍省保管の「裁判宣告報告」の概要を確認し、陸軍省においてどのように保管していたかを確認する。同関係文書のうち陸軍省において保管していた分は全て「裁判宣告報告」であり、後述するとおり「判決原本」と同一内容が記載されている。

陸軍における全ての事務を統括していたのは陸軍省であり、各所管から日報、月報、年報等によって定期報告がされ、陸軍省ではその報告書を保管していた。その中に、陸軍軍法会議における判決内容を報告させた「裁判宣告報告」がある。「裁判宣告報告」は各軍司令部、師団司令部から陸軍大臣へ定期報告された。

陸軍省への報告に関する規程は明治七年が最初であり、明治九年に改正された「報告規則」で初めて報告の書式が定められた³¹。軍法会議の判決内容に関する報告の書式は、被告人の氏名や官等、所属、「其方儀何々ノ科

二因リ何々被仰付候事」などと罪名と言い渡された内容が示され、最後に判決日も記載されている。つまり「判決原本」に記載する内容と変わらなことがわかる。これは、その後たびたび改正された報告に関する規程で変わることはなく、軍法会議の判決内容を省略したりせず、全てを報告するよう定められた。明治四一年改正の「陸軍報告例」からは、この報告に「罪名身分氏名ヲ記シタル目録」を添付することとなっている³²。

なお、昭和一六年四月、平時における報告に関する規程は適用が停止され、以後、「戦時陸軍報告規程」が適用される旨が通牒された³³。この「戦時陸軍報告規程」における軍法会議の判決内容に関する報告は、「裁判宣告年月日」、「處断罪名」、「刑名刑期又ハ金額」、「公訴提起年月日」、「起訴罪名」、「檢察官ノ求刑(刑名刑期又ハ金額)」、「勾留日數」、「被告人 身分 氏名」の表を調整し、これに判決書写しまたは謄本二通を氏名の順序に編綴したものを報告するよう規定された³⁴。

このように、「裁判宣告報告」には、判決文の内容をそのまま記載しているため、つまるところ「判決原本」の写し(謄本)であったことがわかる。次に、「裁判宣告報告」がどのように陸軍省で保管していたのかを確認するため、陸軍省の文書管理規程についてみていく。陸軍では、明治三五年の時点では、文書の保存期限は明確に規定しておらず、軍として必要と認めるものは基本的に全て永久保存としていた³⁵。

陸軍省で初めて保存期間が定められたのは、明治四三年の「陸軍省處務規程」による³⁶。同規程第四九条で、文書は永久保存、一〇年保存、三年保存と三つに区分され、永久保存は御裁可書や法規の制定改廃に関する文書など、「十年以上参照ニ資スヘキモノト認ムル文書及簿冊」とし、軍法会議に関する記録も永久保存となった³⁷。

ここで言う軍法会議に関する記録とは具体的に何を指しているか同規程

に記載はないが、考えられるのは、陸軍の司法行政事務を統括していた陸軍省法務局作成の軍法会議に関する文書及び各軍司令部、師団司令部から陸軍大臣へ定期報告した「裁判宣告報告」である。戦後、軍法会議から後継裁判所へ業務引継の際に、戦災や終戦時焼失などにより「判決原本」が無い軍法会議については、復員局が保管している「判決写」をもって代替している³⁸。復員局の前身は陸軍省であり、「判決写」とは「裁判宣告報告」と考えられる。そのため、ここでの軍法会議に関する記録には、「裁判宣告報告」が含まれていると考えて良いであろう。なお、同規程第四八条では文書を保管するのは原則、大臣官房としていたため、軍法会議に関する記録も同様の扱いとされていたと思われる。陸軍省の文書管理規程は何度か改正されたが、軍法会議に関する記録は永久保存とされ、変更はなかった。

ここで、「判決原本」と「裁判宣告報告」の二点について整理する。それぞれ作成された背景が異なっているために標題も異なっているが、文書に記載されている内容は同一である。例えば、特定の事件に関する判決内容を確認したい場合、「判決原本」と「裁判宣告報告」のどちらでも確認可能である。「判決原本」は各軍法会議が保管し、「裁判宣告報告」は陸軍省が保管し、両者はいずれも「永久保存」とされ、多くの文書が軍法会議廃止後も後継裁判所へ引き継がれている。これらの情報は、「軍法会議関係文書」の資料群を理解する上で重要であろう。

三・三 海軍軍法会議の文書管理規程

次に、海軍軍法会議の文書管理規程についてである。陸軍軍法会議と同様、海軍軍法会議に関する文書の作成については、軍法会議の訴訟手続き

を定めた海軍治罪法、海軍軍法会議法により規定されている。海軍軍法会議の沿革と文書管理規程の変遷は、表2を参照されたい。

海軍軍法会議で作成する文書は明治一七年制定の海軍治罪法で定められ、海軍檢察（第四章）、審問（第五章）、判決（第六章）の各手続きの段階によって規定された。海軍檢察では、現行犯逮捕した犯罪人の訊問調書（第二六条）、審問では、捜索物件押収の処分調書（第四八条）、被告人・証人の訊問調書（第五一条）、鑑定書（第五二条）、判決では判決書（第七〇条）を作成することとなっている。このうち、有罪の判決書には、犯罪の証拠及びその罪を罰すべき法律の正条を記し、被告人の官位、勲等、職名、氏名、族籍、年齢、住所、判決年月日を記し、判士長、判士、録事が署名捺印をした（第七〇条）。なお、明治二二年に改正された海軍治罪法においても、作成する文書は同じである。

この作成した文書の文書管理規程は、明治三三年制定の「軍法會議書類保存規程」³⁹であり、保存期間が次のとおり定められた。

第一條 檢察書類審問書類ハ其ノ処分ヲ中止シ又ハ處分ヲ終リタル日ヨリ左ノ年月間之ヲ保存スヘシ

- 一 違警罪事件ニ付テハ六月
- 二 輕罪事件ニ付テハ三年
- 三 重罪事件ニ付テハ十年

[中略]

第二條 判決書類ハ判決宣告ノ日ヨリ左ノ年間之ヲ保存スヘシ

- 一 違警罪事件ニ付テハ一年
- 二 輕罪事件ニ付テハ七年
- 三 重罪事件ニ付テハ二十年

四 死刑無期刑ニ處シタル事件ニ付テハ二十五年

〔中略〕

第五條 左ニ記載シタル書類簿冊ハ永久之ヲ保存スヘシ

一 判決書、言渡書、命令書其ノ他裁判ノ原本

二 恩赦、減刑、復権其ノ他刑ノ執行ニ關スル書類簿冊

三 檢察簿、審問簿、判決簿、其ノ他訴訟事件ノ顛末ヲ記載シタル

簿冊

四 判決便覽

五 諸表

六 第七條第二項ニヨリ調整スル目錄

第一条、第二条では、檢察書類、審問書類、判決書類が、罪の種類によつて六カ月から最長二五年の保存期間が定められている。第五条では判決書、つまり「判決原本」を始めとして、裁判の原本、執行に関する書類簿冊、事件の顛末を記載した簿冊などが永久保存とされた。保存期間を経過した書類、簿冊については、高等軍法会議においては司法局長、常設軍法会議においては上席首理、艦隊軍法会議においては艦隊副官が、これらを審査して適宜処分することが定められた（第七条）。

続いて大正一一年の海軍軍法会議法では、作成する文書は陸軍軍法会議法と同じで、「第四節 書類」（第一〇六条〜第一二七条）という項目が設けられ、被告人、証人、鑑定人、通事または翻訳人の取り調べの調書（第一〇八条）、検証、押収又は搜索の調書（第一〇九条）、公判調書（第一一二条）、裁判書（第一一七条）と、まとめて列挙された。これら一連の書類は、海軍軍法会議法では「訴訟ニ關スル書類」と呼称している。「裁判書」については同法第一一七条から第一二〇条で規定しており、記載する内容

は、「裁判書ニハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外裁判ヲ受クル者ノ氏名、年齢、職業及住居ヲ記載スヘシ 判決書ニハ前項ニ記載シタル事項ノ外公判ニ干與シタル檢察官ノ官氏名ヲ記載スヘシ」とされた（第一二〇条）。この作成した文書の文書管理規程は、大正一一年制定の「軍法會議書類保存規程」⁴⁰であり、保存期間が次のとおり定められた。

第一條 死刑、無期又ハ短期一年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ該ル罪ニ關ス

ル訴訟書類、簿冊ハ三十年間之ヲ保存スヘシ

第二條 前條ニ該当セサル罪ニ關スル訴訟書類、簿冊及其ノ他ノ書類、

簿冊ハ十年間之ヲ保存スヘシ

〔中略〕

第四條 左ニ記載シタル書類、簿冊ハ永久保存スヘシ

一 裁判書

二 恩赦、減刑、復権其ノ他刑ノ執行ニ關スル書類、簿冊

三 檢察簿、豫審簿、判決簿其ノ他訴訟事件ノ顛末ヲ記載シタル簿

冊

四 判決便覽

五 諸表及保存期間ヲ經過シ處分シタ書類、簿冊ノ目錄

第五條 臨時軍法會議ノ書類、簿冊ハ東京軍法會議ニ於テ之ヲ保管ス

明治三三年の規程との違いは、第一条及び第二条で、刑期で保存期間が定められており、最長で三〇年保存となっている。永久保存に関しては、「判決原本」を始めとして書類の種類が指定されていることに変わりがない。また、第五条では、臨時軍法會議の書類の保管は、東京軍法會議が指定されていることがわかる。保存期間を経過した書類、簿冊は、軍法會議

主席海軍法務官が審査をし、廃棄処分をするよう定められた（第六条）。

四 「軍法会議関係文書」の特徴

第四章では、現在館が保存する「軍法会議関係文書」の特徴についてみていく。前章までの分析を踏まえて資料群を分類した概要は表4のとおりである。

まず、大きく陸軍と海軍に分類でき、その下は文書を作成及び保管した各軍法会議となる。軍法会議に分類できなかったものについては、その他に分類した。また、陸軍のみ陸軍省保管分がある。以下、分類ごとに特徴を分析する。

四-一 陸軍に係る「軍法会議関係文書」

まず、陸軍の軍法会議をみていく。前章までの分析を踏まえ、組織変遷及び文書管理規程に基づいて「軍法会議関係文書」を一覧にしたものが表5である。作成保管機関の名称は、目録情報に基づき、図1-1、2を参照して該当すると考えられる軍法会議の名称を記載した。名称変更や組織改編などがあった場合、図1を参照してできる限りその機関名を列挙した。一部判明しなかった軍法会議については、目録の簿冊標題を記してある。軍法会議の名称のあとのカッコ内にある名称は、各部隊に付された通称号である。通称号とは、戦時中、隊名を秘匿するために付された漢字一文字もしくは二字など固有の部隊名のことである。

横軸は、同関係文書を軍法会議の組織変遷で三つの時期にわけた。明治

表4 館が保存する「軍法会議関係文書」の概要（令和2年8月末現在）

軍法会議関係文書				
1,242冊				
陸軍			海軍	
899冊			343冊	
(作成年代：明治15年～昭和23年)			(作成年代：明治15年～昭和25年)	
軍法会議	陸軍省	その他	軍法会議	その他
712冊	162冊	25冊	339冊	4冊

表5 館が保存する陸軍軍法会議の文書一覧（令和2年8月末現在）

移管年度	作成保管機関 (※カッコ内は通称号)	数量	作成年	判決原本・訴訟に関する書類					その他
				保存期間	陸軍治罪法 (-T10)	陸軍軍法会議法① (T11-S18)	陸軍軍法会議法② (S19-)	作成年不明	
H28,H29, H30	高等軍法会議	58	T11-S19	永久保存	—	44	2	—	—
H28			T12-S12,S18	有期保存	—	1	1	10	—
H28	東京陸軍軍法会議	67	S11	有期保存	—	67	—	—	
H28	近衛師団	1	作成年不明	永久保存	—	—	—	1	
H28	東部軍管区臨時軍法会議	1	S20	—	—	—	—	1	
H27、 H28、R1	第十四師管軍法会議、第十四師団軍法 会議、東部軍臨時軍法会議宇都宮師団 法廷、東部軍管区宇都宮師管区法廷	41	M39-S20	永久保存	18	21	2	—	
H28	浦塩派遣軍法会議	1	M23,T8-11	—	—	—	—	1	
H28	東部軍管区長野師管区法廷	1	S20	永久保存	—	—	1	—	
H28	第一航空軍臨時軍法会議（燕）	4	S17-20	永久保存	—	2	2	—	
H28	第三十六軍臨時軍法会議（富士）	1	S20	永久保存	—	—	1	—	
H28	第五十一軍臨時軍法会議（建）	1	S20	永久保存	—	—	1	—	
H28	台湾軍管区臨時軍法会議豊部隊法廷	1	S20	永久保存	—	—	1	—	
H28	パラオ地区集団臨時軍法会議	1	S20	永久保存	—	—	1	—	
H28	東部第一復員地方裁判所	3	S21	永久保存	—	—	1	2	
H29	仙台鎮台軍法会議、第二師管軍法會 議、第二師団軍法会議、仙台師団軍法 会議	18	M15-S16	永久保存	15	3	—	—	
H29	北部沿海州派遣隊臨時軍法会議、薩哈 隴州派遣隊臨時軍法会議	6	T9-11,13-14	永久保存	3	3	—	—	
H29	第八師管軍法会議、第八師団軍法會 議、弘前師団軍法会議、東部軍臨時軍 法会議弘前師団法廷、東北軍管区弘前 師管区法廷	49	M32-S12, S14- 19	永久保存	24	23	2	—	
H29	東北軍管区臨時軍法会議	1	S20	永久保存	—	—	1	—	
H29	第十一方面軍臨時軍法会議（進）	1	S20	永久保存	—	—	1	—	
H29	第五十軍臨時軍法会議（俊）	1	S20	永久保存	—	—	1	—	
H29	第三師管軍法会議、第三師団軍法會 議、名古屋師団軍法会議	7	T5-10,T13-S18	永久保存	1	6	—	—	
H29	第二軍臨時軍法会議第四十八師団法廷	1	S21	永久保存	—	—	1	—	
H29	第四師管軍法会議、第四師団軍法會 議、大阪師団軍法会議	15	M41-S18	永久保存	6	8	—	1	
H29	野戦第十六師団軍法会議、第十六師管 軍法会議、第十六師団軍法会議	4	M38-T8,S2-12	永久保存	3	1	—	—	
H29	姫路師団軍法会議、中部軍臨時軍法會 議姫路師団法廷	1	S16-20	永久保存	—	—	1	—	
H29	中部軍管区臨時軍法会議	2	S18,20	永久保存	—	1	1	—	
H29	船舶臨時軍法会議（暁）	3	S17-20	永久保存	—	1	2	—	
H29	第十一師管軍法会議、第十一師団軍法 会議、善通寺師団軍法会議、中部軍臨 時軍法会議善通寺師団法廷、野戦第十 一師団臨時軍法会議	50	M32-S20	永久保存	26	21	3	—	
H29	第一軍兵站軍法会議	1	M27	永久保存	1	—	—	—	
H29	第四軍兵站軍法会議、鴨緑江軍法會 議	1	M38	永久保存	1	—	—	—	
H28	四国軍管区臨時軍法会議	1	S20	—	—	—	—	1	
H30	第六師管軍法会議、第六師団軍法會 議、熊本師団軍法会議、西部軍臨時軍 法会議熊本師団法廷、西部軍管区熊本 師管区法廷	64	M17-S20	永久保存	37	23	3	—	
H30	第十二師管軍法会議、第十二師団軍法 会議、久留米師団軍法会議、西部軍臨 時軍法会議久留米師団法廷、西部軍管 区久留米師管区法廷	60	M32-S20	永久保存	34	23	2	—	
H30	第十八師管軍法会議、第十八師団軍法 会議	21	M40-T14	永久保存	16	4	—	1	
H30	青島守備軍臨時軍法会議	9	T4-11	永久保存	7	1	—	1	
H30	西部軍管区臨時軍法会議、西部軍臨時軍法會 議、西部軍管区臨時軍法会議	6	S16-20 S20	永久保存 有期保存	— —	3 —	1 2	— —	
H30	第十六方面軍臨時軍法会議（睦）	1	S20	永久保存	—	—	1	—	
H30	第五十六軍臨時軍法会議（宗）	1	S20	永久保存	—	—	1	—	
H30	第五十七軍臨時軍法会議（蜂）	1	S20	永久保存	—	—	1	—	
H30	第五十八軍臨時軍法会議（岩）	1	S20	永久保存	—	—	1	—	

H30	第十七軍臨時軍法会議（沖）	4	S19-21	永久保存	—	—	1	—	—
			S20-21	有期保存	—	—	3	—	—
H30	朝鮮軍軍法会議、朝鮮軍臨時軍法会議、朝鮮軍管区臨時軍法会議	36	T5-S20	永久保存	6	20	2	—	8
H30	朝鮮軍管区臨時軍法会議京城師管区法廷	1	S20	永久保存	—	—	1	—	—
H30	朝鮮軍管区臨時軍法会議平壤師管区法廷	1	S20	永久保存	—	—	1	—	—
H30	第五航空軍臨時軍法会議（集）	1	S19-20	永久保存	—	—	1	—	—
H30	西部第一復員地方裁判所	1	S20-21	有期保存	—	—	1	—	—
H28	支那派遣軍臨時軍法会議（栄）	4	S14-21	永久保存	—	1	3	—	—
H28	支那駐屯軍臨時軍法会議、北支那方面軍臨時軍法会議（甲）	15	S11-21	永久保存	—	11	3	—	1
H28	第二十三軍臨時軍法会議（波）	10	S13-21	永久保存	—	6	4	—	—
H28	第二十二軍臨時軍法会議	1	S15	永久保存	—	1	—	—	—
H28	香港占領地総督部臨時軍法会議	4	S17-20	永久保存	—	2	2	—	—
H28	第六方面軍臨時軍法会議（統）	3	S19-20	永久保存	—	—	3	—	—
H28	第一軍臨時軍法会議（乙）	10	S12-20	永久保存	—	7	3	—	—
H28	第六軍臨時軍法会議（守、満洲第八五部隊、満洲第八一二部隊、満洲第六〇〇部隊）	4	S14-21	永久保存	—	2	2	—	—
H28	第十一軍臨時軍法会議（園部隊→阿南部隊→呂）	4	S19-21	永久保存	—	—	4	—	—
H28	第十二軍臨時軍法会議（仁）	5	S16,17,20	永久保存	—	—	3	—	2
H28	上海派遣軍軍法会議、第十軍臨時軍法会議、中支那派遣軍臨時軍法会議、第十三軍臨時軍法会議（登）	19	S12-21	永久保存	—	10	8	—	1
H28	第二十軍臨時軍法会議（桜、満洲第八五四部隊、満洲第七〇部隊）	1	S21	永久保存	—	—	1	—	—
H28	第三十四軍臨時軍法会議（呂武）	2	S19-20	永久保存	—	—	2	—	—
H28	第四十三軍臨時軍法会議（秀嶺）	1	S20	永久保存	—	—	1	—	—
H27、 H28	台湾軍軍法会議、台湾軍臨時軍法会議、台湾軍管区臨時軍法会議	22	T15 - S20	永久保存	—	18	4	—	—
H28	南方軍臨時軍法会議（岡→威）	5	S16-21	永久保存	—	2	2	1	—
H28	第十九軍臨時軍法会議（堅）	1	S20	永久保存	—	—	1	—	—
H28	緬甸方面軍臨時軍法会議（森）	3	S18-21	永久保存	—	1	2	—	—
H28	第三航空軍臨時軍法会議（司）	4	S17-20	永久保存	—	2	2	—	—
H28	第二軍臨時軍法会議（勢、満洲第二九部隊）	2	S19-21	永久保存	—	—	2	—	—
H28	第二軍臨時軍法会議第五師団法廷	2	S20-21	永久保存	—	—	2	—	—
H28	第二軍臨時軍法会議桂法廷	2	S20-21	永久保存	—	—	2	—	—
H28	第二軍臨時軍法会議ヘラウ法廷	1	S20	永久保存	—	—	1	—	—
H28	第二軍臨時軍法会議マクノワリ法廷	2	S20	永久保存	—	—	2	—	—
H28	第二軍臨時軍法会議楓法廷	1	S20	永久保存	—	—	1	—	—
H28	第二軍臨時軍法会議東法廷	1	S20	永久保存	—	—	1	—	—
H28	第十五軍臨時軍法会議（林）	5	S17-21	永久保存	—	2	3	—	—
H28	第二十九軍臨時軍法会議（定）	2	S19-20	永久保存	—	—	2	—	—
H28	仏領印度支那駐屯軍臨時軍法会議、第三十八軍臨時軍法会議（信）	5	S17-21	永久保存	—	1	4	—	—
H28	第三十八軍臨時軍法会議西貢分廷	2	S20	永久保存	—	—	1	1	—
H28	泰国駐屯軍臨時軍法会議、第三十九軍臨時軍法会議、第十八方面軍臨時軍法会議（義）	5	S18-21	永久保存	—	1	4	—	—
H28	第七方面軍臨時軍法会議レンバン島分廷（岡）	1	S21	永久保存	—	—	1	—	—
H28	第八方面軍臨時軍法会議（剛）	1	S18-20	永久保存	—	—	1	—	—
H28	第二十八軍臨時軍法会議（策）	1	S19-22	永久保存	—	—	1	—	—
H28	第二十五軍臨時軍法会議バレンバン分廷（富、仏印派遣軍）	1	S20-21	永久保存	—	—	1	—	—
H28	台湾地区日本官兵善後連絡部臨時軍法会議（※簿冊標題より）	1	S20	永久保存	—	—	1	—	—
H28	登部隊軍法会議南京法廷（※簿冊標題より）	1	S16	永久保存	—	1	—	—	—
H28,H29, H30	複数の作成機関で合冊	7	S18-21	永久保存	—	1	5	—	—
H30			S20	有期保存	—	—	1	—	—
合計		712			198	345	134	13	22

表6 陸軍省保管「裁判宣告報告」提出元機関一覧（令和2年8月末現在）

移管年度	提出元	数量	作成年
H28	近衛師団	6	S13-18
H27	第一師団	5	T6-10
H27,H28	第九師団、金沢師団	24	T9,10,12-S7,9-20
H27	浦塩派遣軍	1	T8-11
H28	東京師団	1	S19
H28	東部軍	4	S18-19
H28	第百九師団	1	S20
H29	第十三師団	2	M45-T6,9,10
H29	中国軍	10	T9-S21
H29	第十一師団、善通寺師団	1	T9
H28	駐蒙軍	6	S13-20
H28	第十一軍	1	S18
H28	第十二軍	5	S13-20
H27	台湾軍	1	S2
H28	南方軍	2	S20
H28	第四航空軍	1	S18-19
H28	第二軍（第五師団法廷の分）	1	S20
H28	第十四軍	3	S17-18
H28	第十六軍	1	S17-19
H28	第十八軍	1	S18
H28	第三十一軍	1	S19
H28	第三十二軍	1	S19
H28	第三十五軍	1	S19
H28	第十八方面軍	4	S18-20
H28	第七方面軍	1	S19
H28	第三十三軍	1	S19-20
H28	第二十五軍	1	S16-19
H28	第一方面軍	1	S17-20
H28	第三方面軍	1	S18
H28	第三軍	4	S14-20
H28	第四軍	4	S14,17-19
H28	第五軍	4	S14-20
H27,H28	関東軍	13	S9,S11-20
H28	機甲軍	1	S17-18
H28	関東防衛軍	1	作成年不明
H27,H28	複数の提出元で合冊	46	T5-S20

合計 162

初期から陸軍治罪法が適用された大正一〇年まで、さらに陸軍軍法会議法が適用された時期は二つにわけ、大正一一年から昭和一八年までを①、常設軍法会議が閉鎖され特設軍法会議に切り替えられた昭和一九年以降を②とした。これらの中で、「陸軍軍法會議訴訟書類保存規程」で規定された文書に該当すると考えられる文書を、永久保存と有期保存で分類した。永久保存の文書は全て「判決原本」で、六〇四冊ある。有期保存の文書は「訴訟記録」などの訴訟に関する書類で、八六冊ある。陸軍軍法會議の文書のほとんどが「判決原本」であることがわかる。

「判決原本」は軍法会議ごとに原則一年単位で編綴されている。開設期

間が短い軍法会議では、複数年で合冊されていることもある。D Aの簿冊標題には「判決原本綴」、「判決書綴」、「原本綴」などがある。編綴内容については、文書の冒頭に事件目録（目次）が綴られ、そのあとに判決文が綴られている。判決文には、住所、職業、所属部隊、階級、氏名、生年月日、判決内容、判決を言い渡した軍法会議名、判決年月日などが記載されている。編綴順序は、判決年月日順である。

そして、「書類保存規程」に該当しないと考えられる文書を、その他に分類した。「判決原本引継目録」や「索引」などがある。

次に、陸軍省をみていく。陸軍省の文書は、前章で見てきたとおり全て

「裁判宣告報告」で、これに該当すると考えられるものを分類した。D Aの簿冊標題には、「裁判宣告報告綴」、「判決謄本綴」、「判決書写」などがある。「裁判宣告報告」の提出元である各軍司令部、師団司令部を一覧にしたものが表6である。基本的には一機関を一冊として編綴しているが、複数の提出元機関を合冊して一冊としてあるものが四六冊あることがわかる。例えば、近衛師団、第一師団、第二師団などで合冊、台湾軍、朝鮮軍、関東軍などで合冊しているものがある。編綴内容と編綴順序は、前述した「判決原本」と同

じである。

最後に、作成保管機関が軍法会議及び陸軍省以外と考えられるその他に分類したものであるが、これらは「恩赦関係書類」や「処刑者イロハ名簿」などが含まれている。

なお、「判決原本」と「裁判宣告報告」の関係についてはこれまで触れてきたとおりであり、「判決原本」が無く、「裁判宣告報告」しか残されていない軍法会議もある。しかし、「判決原本」と「裁判宣告報告」の両方が残されていた場合は、同一年のものが揃っていることがある。例えば、第十四師団軍法会議や台湾軍軍法会議のものがある。ただし、両者はそれぞれで移管年度が異なっている場合があるため、特定の軍法会議を探す際には注意が必要である。

以上を踏まえ、DAで検索する際のポイントは次のとおりである。DAの簿冊標題は、文書の表紙に記述された情報を標題に採用しており、「判決原本」及び「裁判宣告報告」の多くが、開設された軍法会議名と文書の種別が簿冊標題となっている。そのため、もし特定の事件を探す場合は、①被告人が裁かれた軍法会議の名称、②判決年の二つが判明していれば、ある程度の絞り込みは可能である。

なお、昭和一年に起きた二・二六事件の軍法会議に関する文書については、六七冊（請求番号：平二八軍法〇〇三一八一〇〇〇〇〇三八四一〇〇）ある⁴¹。このうち六五冊の簿冊標題に「二・二六叛乱事件」という情報が含まれており、残り二冊は「二・二六事件」という情報が含まれている。例えば「二・二六事件」や「2・26事件」というキーワードで検索しても該当しないため、検索する際には、簿冊標題の情報又は請求番号から検索することとなる。

四・二 海軍に係る「軍法会議関係文書」

次に海軍である。陸軍の軍法会議と同様に、前章までの分析を踏まえ、組織変遷及び文書管理規程に基づいて同関係文書を一覧にしたものが表7である。作成保管機関の名称は、目録情報に基づき、「官報」や「海軍広報」などを参照して該当すると考えられる軍法会議の名称を記載した。名称変更や組織改編などがあつた場合、できる限りその機関名を列挙した。

横軸は、同関係文書を軍法会議の組織変遷で三つの時期にわけた。区分は陸軍と同様であるが、海軍については昭和一九年に常設軍法会議が閉鎖されていたか不明である。しかし、二・二 海軍軍法会議の沿革²で見えてきたとおり、この時期は特設軍法会議が増設されている時期でもあるため、昭和一九年以降を海軍軍法会議²とした。これらの中で、「軍法會議書類保存規程」で規定された文書に該当すると考えられる文書を、永久保存と有期保存で分類した。永久保存の文書は「判決原本」、「検察簿」、「審問簿」、「判決簿」、「判決便覧」などで、このうち「判決原本」は二六二冊ある。有期保存の文書は「判決訴訟記録」があり、つまり訴訟に関する書類である。「判決原本」は軍法会議ごとに原則一年単位で編綴されているが、複数年で合冊されていることもある。DAの簿冊標題には、「判決原本綴」、「判決書綴」、「裁判書」などがある。編綴内容については陸軍と同様で、文書の冒頭に事件目録（目次）が綴られ、そのあとに判決文が綴られている。判決文には、住所、職業、所属部隊、階級、氏名、生年月日、判決内容、判決を言い渡した軍法会議名、判決年月日などが記載されている。編綴順序は、判決年月日順である。

そして、「書類保存規程」に該当しないと考えられる文書を、その他に分類した。「事件簿」、「事件番号簿」などがある。

表7 館が保存する海軍軍法会議の文書一覧（令和2年8月末現在）

移管年度	作成保管機関	数量	作成年	判決原本・訴訟に関する書類					その他
				保存期間	海軍治罪法 (-T10)	海軍軍法会議法① (T11-S18)	海軍軍法会議法② (S19-)	作成年不明	
H27,H29	高等軍法会議	2	T3,T11-S20	永久保存	1	—	1	—	—
H28	東京軍法会議	2	T11-S20	永久保存	—	1	1	—	—
H29	横須賀鎮守府軍法会議	41	M15,33-S20	永久保存	4	28	9	—	—
H29	呉鎮守府軍法会議	57	M24-S21	永久保存	26	23	8	—	—
H30	佐世保鎮守府軍法会議	112	M22-S21	永久保存	72	29	9	—	2
H29	舞鶴要港部軍法会議、舞鶴鎮守府軍法 会議	46	M34-S20	永久保存	19	23	4	—	—
H29	高雄警備府軍法会議	3	S12-20	永久保存	—	1	2	—	—
H29	大湊要港部軍法会議、大湊警備府軍法 会議	9	S14-20	永久保存	—	5	4	—	—
H30	仮根拠地防備隊臨時海軍軍法会議、鎮 海要港部軍法会議、鎮海警備府軍法 会議	28	M37-38,T12-S20	永久保存	1	14	10	—	2
			T15	有期保存	—	1	—	—	—
H30	旅順口鎮守府臨時海軍軍法会議、旅順 鎮守府軍法会議、旅順要港部軍法 会議	6	M38-T3,S13	永久保存	5	1	—	—	—
H29	大阪警備府軍法会議	3	S17-21	永久保存	—	—	3	—	—
H29	連合艦隊軍法会議	1	S20	永久保存	—	—	1	—	—
H28	第八艦隊軍法会議	1	S18-21	永久保存	—	—	1	—	—
H28	第一南遣艦隊軍法会議	5	S17-21	永久保存	—	1	4	—	—
H28	第二南遣艦隊軍法会議	2	S20-21	永久保存	—	—	1	1	—
H28	第二南遣艦隊軍法会議マカツサル分廷	1	S17-20	永久保存	—	—	1	—	—
H28	支那方面艦隊軍法会議	3	S15-21	永久保存	—	1	2	—	—
H28	第二遣支艦隊軍法会議	1	S19	—	—	—	—	—	1
H28	海南警備府臨時軍法会議	1	作成年不明	永久保存	—	—	—	1	—
H28	第十一根拠地隊臨時軍法会議	1	作成年不明	永久保存	—	—	—	1	—
H28	第二十二特別根拠地隊臨時軍法会議	1	S21	永久保存	—	—	1	—	—
H28	第二十三特別根拠地隊臨時軍法会議	1	S20-21	永久保存	—	—	1	—	—
H28	第二十九警備隊臨時軍法会議	1	S20	永久保存	—	—	1	—	—
H30	青島臨時海軍軍法会議	4	M25-31,T3	永久保存	4	—	—	—	—
H30	竹敷海軍合囲地軍法会議	2	M37-38	永久保存	1	—	—	—	1
H30	馬公海軍合囲地軍法会議	2	M38	永久保存	2	—	—	—	—
H29	大湊第二復員地方裁判所	1	S20	永久保存	—	—	1	—	—
H28	複数の作成機関で合冊	2	S13-20	永久保存	—	—	2	—	—
合計		339			135	128	67	3	6

最後に、作成保管機関が軍法会議以外と考えられるその他に分類したものは、「確定人名記入簿」、「刑事記録廃棄目録」などがある。以上を踏まえたD Aで検索する際のポイントは、陸軍に係る「軍法会議関係文書」と同様である。D Aの簿冊標題には、文書の表紙に記述された情報を標題に採用しており、もし特定の事件を探す場合は、陸軍と同様の方法で絞り込みが可能である。

おわりに

以上みてきたとおり、陸軍軍法会議・海軍軍法会議の沿革及び文書管理規程の変遷をたどり、「軍法会議関係文書」の構造を分析して全体像を明らかにした。本稿の内容を整理し、「軍法会議関係文書」を利用する際のポイントをまとめると次のとおりである。

(一) 同関係文書は、旧日本陸海軍の軍法会議に関する文書で構成されており、そのほとんどが判決内容を記載した「判決原本」である。文書は、明治一五年から昭和二五年頃までのものがある。令和二年八月末現在において、館では一二四二冊保存している。

(二) 軍法会議が対象としたのは、軍人・軍属の犯罪であり、軍人・軍属が犯した罪は軍人により裁かれた。例外的に、哨兵に対する暴行脅迫罪などについては、一般人も適用されるため対象となり得る。軍法会議で適用される法令は、特別刑法法である軍刑法だけでなく、普通刑法等の刑罰も適用される。

(三) 軍法会議は多数設置されており、同一の軍法会議であっても時期

によって名称が異なっている。そのため同関係文書を利用する際には、軍法会議の沿革情報を適宜確認する必要がある。

(四) 陸軍における「判決原本」と「裁判宣告報告」については、それぞれ作成された背景が異なっているために標題も異なっているが、文書に記載されている内容は同一である。特定の事件に関する判決内容を確認したい場合、「判決原本」と「裁判宣告報告」のどちらでも確認可能である。

(五) 「判決原本」の編綴内容は次のとおりである。

・編綴方法：原則一年単位で軍法会議ごとに綴られ、複数年を合冊して一冊としている場合もある。

・編綴内容：文書の冒頭に事件目録（目次）が綴られ、そのあとに判決文が綴られている。

・判決文の記述内容：住所、職業、所属、階級、氏名、生年月日、判決内容、判決を言い渡した軍法会議名、判決年月日など。

・編綴順序：判決年月日順。

(六) 同関係文書から特定の事件を探す場合は、①被告人が裁かれた軍法会議の名称、②判決年の二つが判明していれば、ある程度の絞り込みは可能である。

最後に関連資料を紹介する。「軍法会議関係文書」に関連する館が保存する他の特定歴史公文書等には次のものがある。まず、DAの資料群階層の、行政文書〈法務省〉 検察庁関係〉 地方検察庁関係のうち、請求番号が平一六法務〇二四九二一〇〇及び平一六法務〇二四九三二〇〇の二冊は、第二師団軍法会議の「判決原本」である。また、行政文書〈厚生労働省〉 戦没者等援護関係資料〉 陸軍法務関係文書・海軍法務関係文書には、軍法会議

に関する文書が多数含まれている。

他機関が所蔵する関連資料については、防衛省防衛研究所において、軍法会議に関する各種法令、規程類などを所蔵している。

1 大日本帝国憲法第六〇条では「特別裁判所ノ管轄ニ属スヘキモノハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム」とした。

2 日高巴雄『陸軍軍法会議講義』良栄堂、昭和九年、二四頁。

3 復員局「陸軍軍法會議廢止に関する顛末書」松本一郎編『陸軍軍法會議判例集4』緑蔭書房、平成二三年、五九二頁。

4 「平成二六年度 独立行政法人国立公文書館業務実績報告書」一六〇一七頁。以下、本文中の「保管期間」は、刑事確定訴訟記録法を典拠とした。なお、移管は公文書管理法第一四条の「国の機関（行政機関を除く。以下この条において同じ。）は、内閣総理大臣と協議して定めるところにより、当該国の機関が保有する歴史公文書等の適切な保存のために必要な措置を講ずるものとする。」の規定によるため、移管のルートは、各地方検察庁↓法務省（法務大臣）↓内閣府（内閣総理大臣）↓館となっている。

5 公文書管理法第一六条第一項は、行政機関情報公開法の不開示情報に関する規定（同法第五条各号）を引用しており、個人に関する情報は同法第五条第一号で規定している。なお、「軍法会議関係文書」は公文書管理法第一四条の規定に基づき移管されるため、利用の制限は同法第一六条第一項第三号の規定に基づき行われる。

6 復員局「陸軍軍法會議廢止に関する顛末書」（前掲注3）、五八五〜六五六頁。

7 図1-1、2の凡例は次のとおりである。

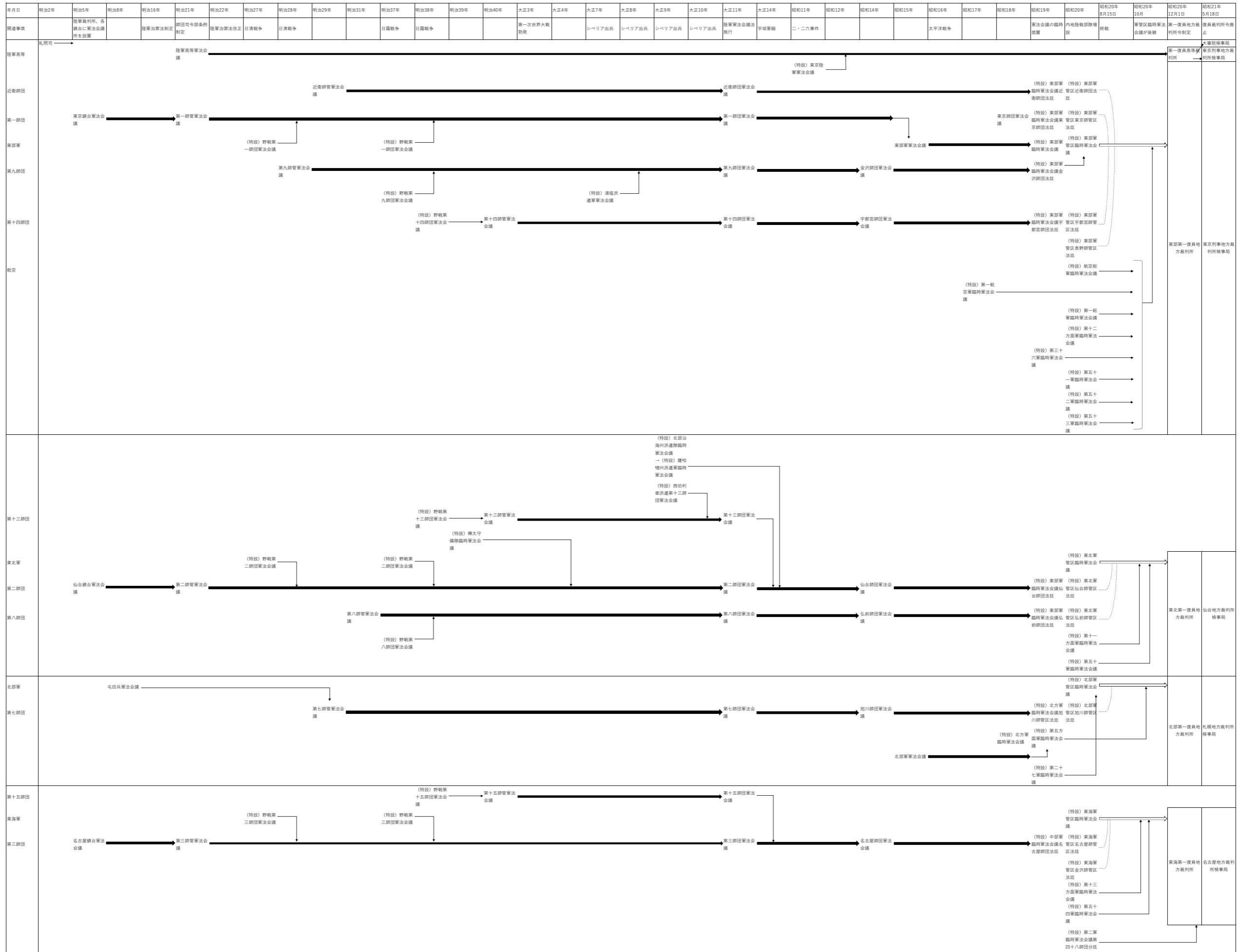
・「陸軍軍法会議變遷図表」は縦書きであるが、本図表では便宜上、横書きとした。旧字体は新字体に改めた。

・「陸軍軍法會議變遷図表」で各軍法會議に記載された開廢年月については省略した。

・「年月日」は、図表を理解する上で便宜上表記した。各軍法會議の開廢年代と一致するよう努めたが、特に昭和二〇年一〇月以降は統廢合が多

- 数あったため、当該時期の「年月日」は目安である。
- ・「関連事項」、「備考」は、「陸軍軍法會議變遷図表」を参考にしつつ筆者が適宜整理して追記した。
- ・「文書管理規程等」は、筆者が追加した。
- ・臨時軍法會議については、便宜上「特設」の文字を筆者が付した。
- 8 「糾問出張所ヲ廃シ各鎮台本分營ニ於テ會議所ヲ設ク」（国立公文書館、太〇〇四六一〇〇（件名五））。
- 9 山本政雄「旧陸海軍軍法會議法の制定経緯―立法過程から見た同法の本質に関する一考察」『防衛研究所紀要』九（二）、平成一八年、五〇頁。
- 10 北博昭「解説 軍法會議にみる戦争と法」NHK取材班、北博昭『戦場の軍法會議―日本兵はなぜ処刑されたのか―』NHK出版、平成二五年、二五九頁。
- 11 明治二一年五月一四日付「官報」。
- 12 山本政雄「旧陸海軍軍法會議法の制定経緯―立法過程から見た同法の本質に関する一考察」（前掲注9）、六六頁。松本一郎「解説」松本一郎編『陸軍軍法會議判例集4』緑蔭書房、平成二三年、六六八頁。北博昭「解説 軍法會議にみる戦争と法」（前掲注10）、二六〇頁。
- 13 日高巳雄『陸軍軍法會議法講義』（前掲注2）、四三頁。
- 14 日高巳雄『陸軍軍法會議法講義』（前掲注2）、四一頁。
- 15 松本一郎「解説」（前掲注12）、六七〇頁。
- 16 復員局「陸軍軍法會議廃止に関する顛末書」（前掲注3）、五九七頁。
- 17 復員局「陸軍軍法會議廃止に関する顛末書」（前掲注3）、六二四頁。
- 18 復員局「陸軍軍法會議廃止に関する顛末書」（前掲注3）、六〇三、六一九〜六二〇頁。
- 19 海軍大臣官房『海軍制度沿革 卷一七』昭和一九年、九九頁。
- 20 海軍大臣官房『海軍制度沿革 卷一七』（前掲注19）、九九頁。
- 21 海軍大臣官房『海軍制度沿革 卷一七』（前掲注19）、九九頁。
- 22 北博昭「解説 軍法會議にみる戦争と法」（前掲注10）、二五六頁。
- 23 「海軍広報」は、アジア歴史資料センターのウェブサイトで確認した（以下、参照したアジア歴史資料センターの資料の原本は、防衛省防衛研究所が所蔵している）。また、館が保存する「支那方面艦隊軍法會議外九軍法會議を廃止する」（類〇三〇三五一〇〇（件名二五）、「南西方面艦隊軍法會議外四軍法會議を廃止する」（類〇三〇三五一〇〇（件名二六）、「第十方面艦隊軍法會議及び第一南遣艦隊軍法會議を廃止する」（類〇三〇八一〇〇（件名一八））を参照した。
- 24 昭和二〇年二月三日付「官報」。
- 25 海軍大臣官房『海軍制度沿革 卷一』昭和一五年、五九二頁。
- 26 菅野保之『陸軍軍法會議法原論 上巻』松華堂、昭和一六年、二四一頁。
- 27 「陸軍々法會議訴訟書類保存規程の件」（JACAR（アジア歴史資料センター）：Ref. C01005281600）。史料引用に際しては、「」内は筆者注を表す。また、以下本文中の「保存期間」は、「陸軍軍法會議訴訟書類保存規程」、「陸軍省處務規程」（注37参照）、「軍法會議書類保存規程」（注39参照）を典拠とした。
- 28 刑法（明治四〇年四月二三日法律第四五号）第五二条「併合罪ニ付キ處斷セラレタル者或罪ニ付大赦ヲ受ケタル場合ニ於テハ特ニ大赦ヲ受ケサル罪ニ付刑ヲ定ム」、第五八条「裁判確定後再犯者タルコトヲ發見シタルトキハ前條ノ規定ニ從ヒ加重ス可キ刑ヲ定ム 懲役ノ執行ヲ終リタル後又ハ其執行ノ免除アリタル後發見セラレタル者ニ付テハ前項ノ規定ヲ適用セス」。
- 29 復員局「陸軍軍法會議廃止に関する顛末書」（前掲注3）、六二〇〜六二三頁。
- 30 北博昭「二・二六事件正式裁判文書は現存していた」『中央公論』平成三年三月。伊藤隆、北博昭「ついに閲覧できた二・二六事件裁判記録」『月刊Asahi』平成五年五月。
- 31 「報告・規則 九年八月一七日（一）」（JACAR：Ref. C09060313500）。
- 32 「一月一五日 陸軍報告令制定の件（一）」（JACAR：Ref. C10071822200）。
- 33 「陸軍成規類聚 第六卷／第一七類 文書 報告（三）」（JACAR：Ref. C13070636800（第一九画像目））。
- 34 「陸軍成規類聚 第六卷／附録（一）」（JACAR：Ref. C13070637700（第一二画像目））。
- 35 齋藤達志「日本軍における公文書管理の研究―文書保存を焦点とした公文書管理の変遷を中心に― 国立公文書館『アーカイブズ研修Ⅲ修了研究論文集 平成二五年度』、五一頁。本文中の「保存期限」は、同論文を典拠とした。
- 36 齋藤達志「日本軍における公文書管理の研究―文書保存を焦点とした公文書管理の変遷を中心に―」（前掲注35）、五三頁。

- 37 「陸軍省処務規程改定の件（二）」（JACAR：Ref. C06084985800（第二三画像目））。
- 38 復員局「陸軍軍法會議廃止に関する顛末書」（前掲注3）、六〇八頁。
- 39 海軍大臣官房『海軍制度沿革 卷一』（前掲注25）、五九一〜五九二頁。
- 40 海軍大臣官房『海軍制度沿革 卷一』（前掲注25）、五九二頁。
- 41 前述したとおり、刑事確定訴訟記録法第二条第二項において、「死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に処する確定裁判の裁判書」は検察庁における保管期間が一〇〇年と規定されているため、二・二六事件に関する「判決原本」は館へ移管されていない。
- （公文書専門員）



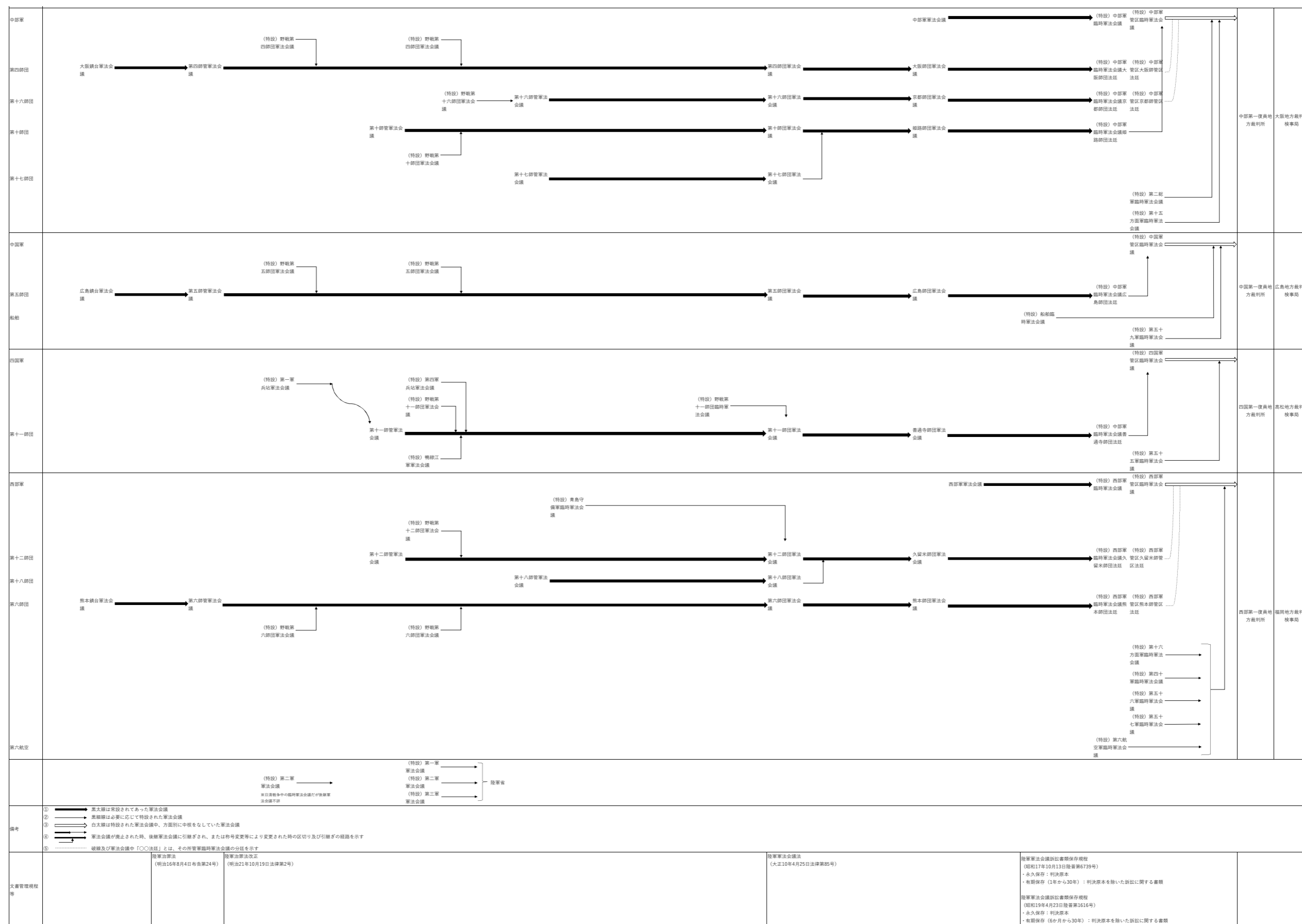
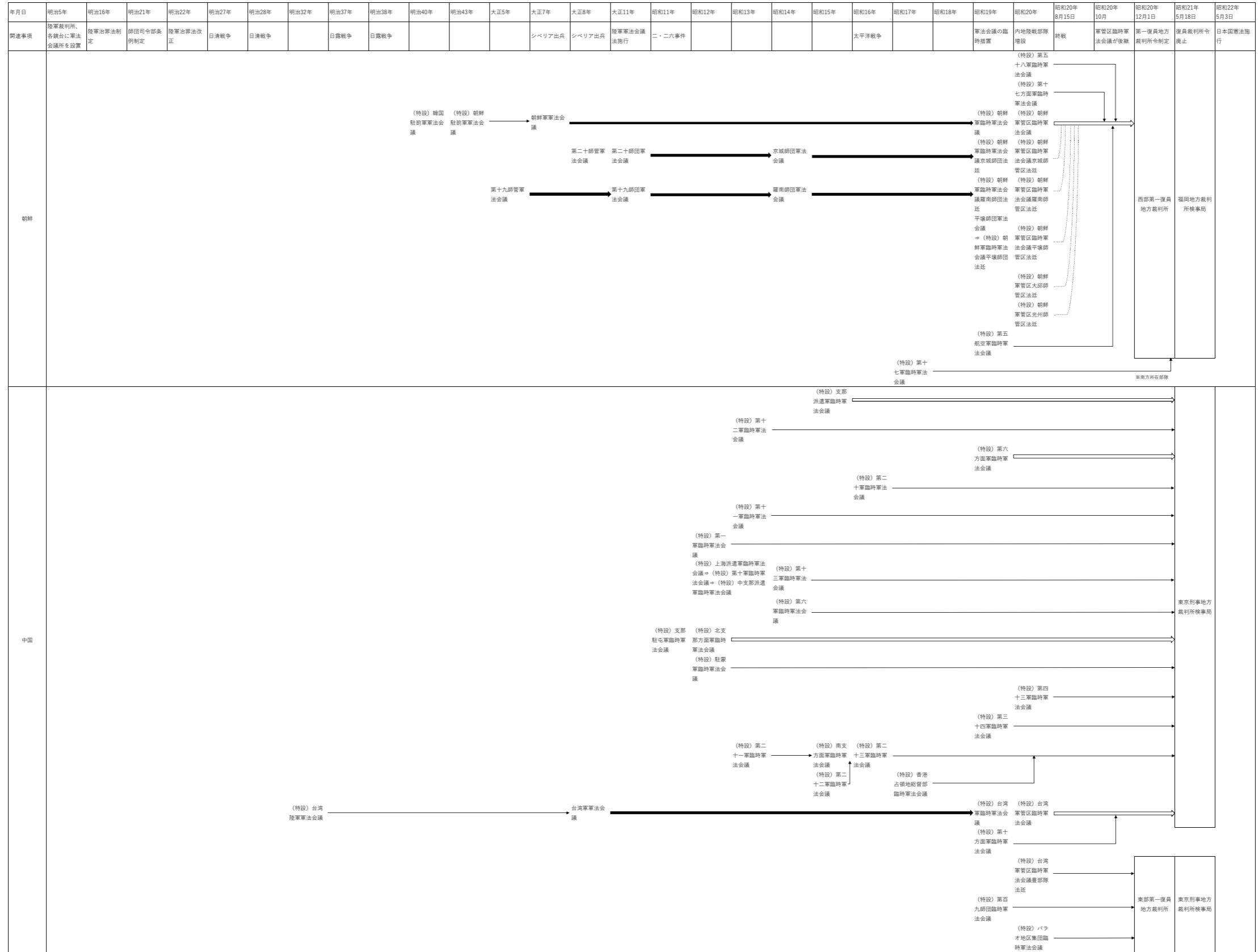


図1-1 陸軍軍法会議変遷図表 (内地) 及び文書管理規程の変遷



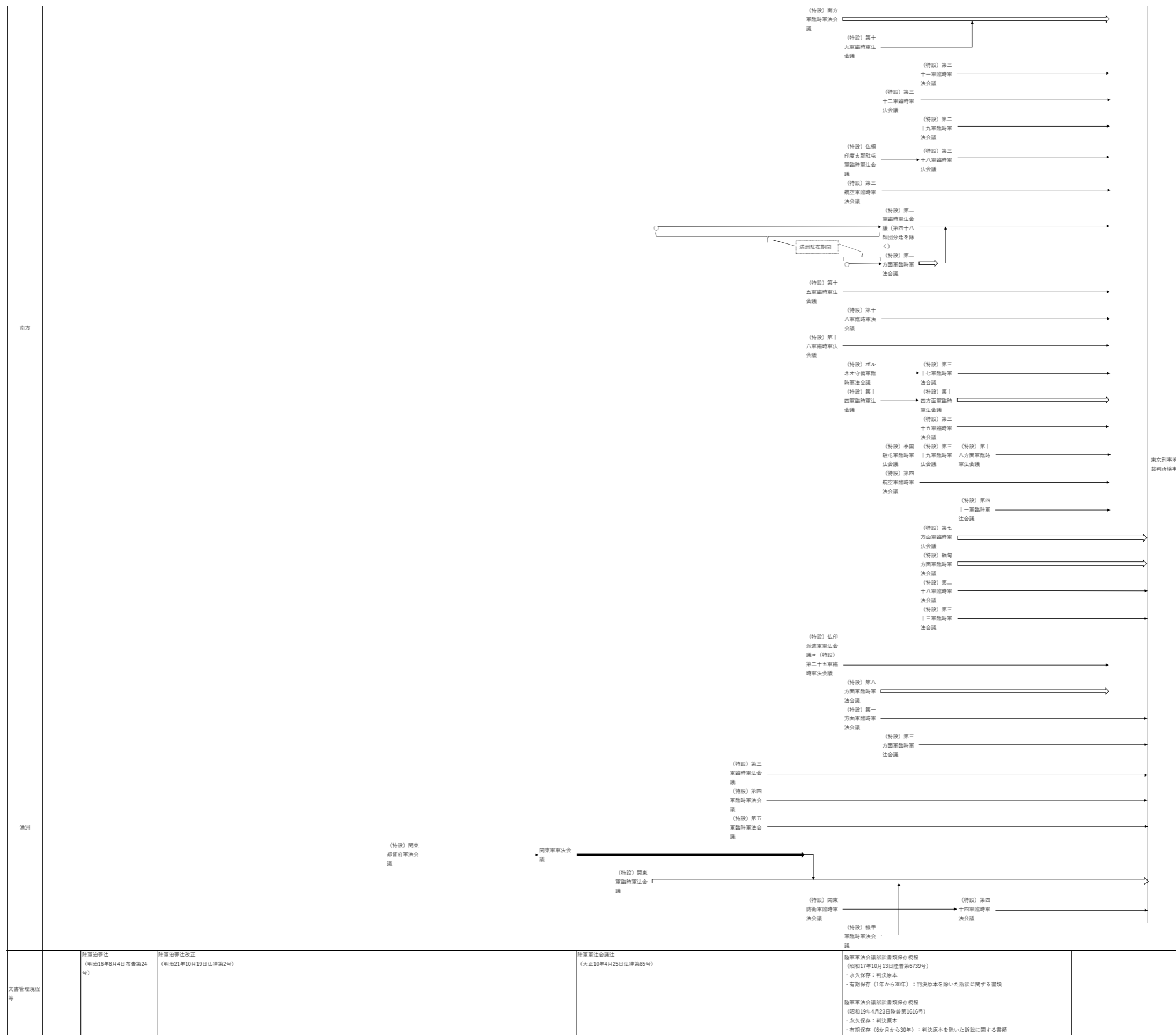


図1-2 陸軍軍法会議変遷回表（外地）及び文書管理規程の変遷